

第 101 回労災保険部会 特別加入制度に係る主なやりとり
(令和 3 年 11 月 26 日開催)

<労働者代表委員の意見>

- 団体に加入されていない方で入りたいという申出が出てくると思うが、特別加入団体としてどのように考えているか。
- 会員外の人間にも今までも研修会又は講習会、それからコロナの情報を流したりしてきたので同じような形で伝えることができるのではないかと考えている。
- ※ 団体が設立する特別加入団体は、4 団体から複数設置し、会員外も含めて加入対象とすることを検討している。

- ケガをしたことがない方が、大体 8 割位いて、個人で民間の保険に入っている方は既に 4 分の 3 ほどいるようだが、特別加入団体になることに、実際どの程度のニーズがあるのか。
- 労災保険の特別加入に 8 割程度が期待しているので十分ニーズはあるものと考えている。

- 現在どれぐらいの視覚障害者の方がいるのか。また、そういった方への安全対策、あるいは手続のサポート等を特別加入団体としてどのように対応していくのか。
- あん摩マッサージ指圧師における視覚障害者の比率は 22.3%であり、2 万 4,000~5,000 となる。安全対策については、勤める場所が決まると事前に家族、友人あるいは地域によっては歩行訓練士とって視覚障害者に安全な歩行を指導する職種の方がいるので、そういう方などに通勤の指導あるいは安全な歩行ルートなどを確認して通勤することが多い。
往療、いわゆる出張治療の場合にも、視覚障害者が車を運転して移動することはないので、運転手を雇う、あるいはタクシーなどを利用して、その分の交通費を患者様に自費で払っていただくなどの対応もしている。他には近所の場合などでは、家族の方などに迎えに来ていただく場合などもあるが、視覚障害者が、無謀な移動をするということはほとんどないと考えている。ただ、逆に施術に伴う事故として腰痛あるいは思わぬ障害が現れることもあるので、そういうものが労災の療養の対象ということになるかと思う。団体全体としても、研修等を通じて事故の防止に努めている。

- 区域を越えた全国的な活動を想定しているとのことだが、その場合に地方の加入者への安全教育についてはどのように対応するのか。
- 中央で全国の状況を把握しながら、実態をとりまとめていくという作業を始めたとならないと思っている。これまでも諸課題について、中央発信で全国の会員に周知してきた実績はある。更に会員外についてどうするのかということについては、各都道府県の講習会等は、会員外も受講することができる状況となっており、安全教育の発信は可能と考えている。

- 安全対策を抜きにしての特別加入団体はないと思っている。地域に合った、きめ細かな安全対策が必要。また、ホームページ上で、本当に安全対策が講じられているかどうかということが疑問な団体も多くあるので、4団体で共通して安全対策を決めていただきつつ、特別加入団体としての在り方も検討してもらいたい。
- 地域によってケガの状況が変わるのではないかと思う。例えば、往療に出向いて行くことが多いという実態から考えると、雪の降らない所と、雪の降る所の差というのは確かにあり、こうした点については今までも十分、地方団体と連携してきたところなので、例えば全国の地方団体の会長会議などの場において情報を提供できるようにしていきたいと思う。

<使用者代表委員の意見>

- 現時点でどのような形の団体を検討されているのか。4団体が協同で何か1つ団体を設立されるのか、それとも、それぞれの団体で個別に特別加入団体のようなものを設置されていくのか決まっているのか。
- 検討を進めているところであり、いずれ取りまとめたい。
- 事故、ケガの要因を見ると交通事故が多いが、特別加入団体として交通事故の防止に向けて、どのような取組を考えているのか。
- 交通事故の防止については、どのように事故を未然に防ぐことができるのかという点について、中央団体で直接、あるいは、地方団体から情報を集めつつ、対策を検討したいと思っている。